

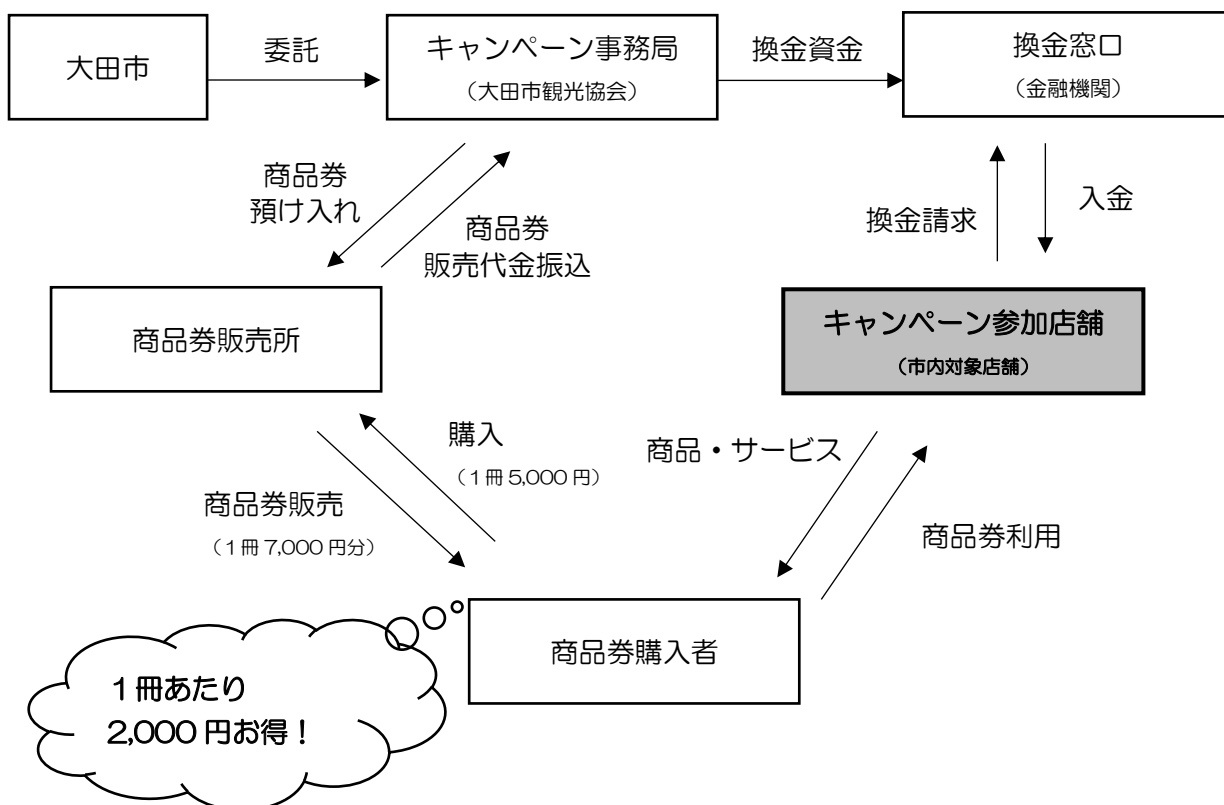
大田市内に事業所/店舗を有する事業者様へ

# おおだプレミアム付商品券 参加店舗を募集します！

2月3日（金）までにお申し込みください！

**利用期間 令和5年3月1日(水)～令和5年5月31日(水)**

大田市内で利用できるプレミアム付商品券を販売し、コロナ禍における原油価格高騰を含む物価上昇の影響を受ける市内事業者を支援するとともに市内個人消費を喚起し、地域経済及び地域活力の回復を図ります。



【実施主体】大田市(産業企画課)

【お問い合わせ先(受託事業者)】

おおだプレミアム付商品券キャンペーン事務局  
(一般社団法人大田市観光協会内)

TEL 0854-88-9950 FAX 0854-88-9960

## 「おおだプレミアム付商品券」参加店舗 募集要項

### 1. 商品券の概要

#### (1) 販売総額（予算の範囲内）

7,000 万円（7,000 円×10,000 冊）

#### (2) 商品券の販売額

①1 冊（500 円×14 枚）7,000 円分を 5,000 円で販売します。

※14 枚 7,000 円の内訳は、共通券 6 枚 3,000 円+地元券 8 枚 4,000 円

※共通券…市内全参加店舗で利用できる商品券

※地元券…大田市に本店（本社）がある参加店舗で利用できる商品券

②1 回あたりの購入冊数は 4 冊まで。ただし、購入回数の制限はなし。

#### (3) 販売期間・利用期間

販売期間：令和 5 年 2 月 22 日（水）～5 月 15 日（月）※売り切れ次第終了

利用期間：令和 5 年 3 月 1 日（水）～5 月 31 日（水）

#### (4) 併用可否

他商品券、クーポンとの併用可

#### (5) 商品券の取扱い

①参加店舗が提供する商品、サービスに使えます。

（飲食費、宿泊費、商品等購入費など）

（共通券と地元券で利用できるお店が異なりますので、ご注意ください。）

②ただし、次のものは商品券の利用の対象外です。

- ・有価証券及び金融商品、電子マネーの購入
- ・不動産、車等資産性の高い商品の購入
- ・金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他換金性の高い物の購入
- ・当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証券の購入
- ・税金、保険料及び電気・水道・下水道・ガス・電話料金・市指定ごみ袋の支払
- ・医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- ・たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- ・店舗、施設等が独自に発行する商品券の購入（年間パスポート、回数券等）
- ・特定の宗教・政治団体に関する取引
- ・換金及び金融機関への預け入れ
- ・公序良俗に反する取引
- ・その他不適切と認められる取引

③1 会計あたりの利用限度額は、30,000 円分（60 枚）までです。

④商品券の額面以下の利用の場合、おつりはできません。

- ⑤不足分は現金、電子マネー等で受け取ってください。
- ⑥利用期間外に商品券は利用できません。受け取らないでください。利用期間前後には商品券を受け取らないようご注意ください。
- ⑦返品の際の返金はできません。
- ⑧商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造に対して発行者は責を負いません。
- ⑨自ら商品券を購入し、商品の販売またはサービスの提供なく、商品券の換金を行うなどの不正行為は禁止です。
- ⑩共通券のみの取り扱いとなる参加店舗（市外に本社がある店舗）は、地元券を受け取らないでください。万が一、誤って受け取った場合は、換金ができず、参加店舗の負担となります。

※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる商品券の利用が発覚したときは、損害賠償、登録の取消、換金の拒否等の処分を行う場合があります。

### （６）商品券販売所（予定）

販売所	所在地	電話番号
大田商工会議所	大田町大田イ 309-2	0854-82-0765
銀の道商工会 温泉津本所	温泉津町小浜イ 308-6	0855-65-1110
〃 仁摩経営支援センター	仁摩町仁万 837-1	0854-88-2513
島根中央信用金庫 大田営業部	大田町大田イ 660-1	0854-82-0740
〃 久手支店	久手町波根西 1987-1	0854-82-8724
〃 仁摩支店	仁摩町仁万 827-4	0854-88-2405
大森観光案内所	大森町イ 824-3	0854-88-9950 (観光協会仁摩本部)
JR 大田市駅観光案内所	大田町大田イ 664-1	0854-84-5430
温泉津観光案内所 ゆう・ゆう館	温泉津町温泉津イ 791-4	0855-65-2065
道の駅ごいせ仁摩（物販コーナー）	仁摩町大国 42-1	0854-88-9001

※令和5年1月12日現在の情報です。販売所が追加、変更となる場合があります。最新情報は大田市観光サイト内に作成する特設サイト、または市ホームページからご確認ください。

### （７）商品券デザイン（イメージ）

共通券（市内全参加店舗で利用可能）



地元券（市内に本店（本社）がある店舗で利用可能）



## (8) 広報関係

大田市観光サイト (<https://www.ginzan-wm.jp/>) に特設ページを作成し、商品券参加店舗を紹介するほか、SNS、新聞折込などで広報を行います。

また参加店舗においては、事務局から送付するステッカー、三角POP、ポスター等（スターターキットに同封）を利用者にわかりやすく、見やすい場所に掲示してください。

## 2. 商品券参加店舗の申込資格

大田市内に事業所／店舗を有する事業者が対象です。

※市内に本店（本社）があるかないかによって取扱いできる商品券が異なります。

※「共通券」、「地元券」の利用可能店舗については以下のとおりとしますので、対象となる券面の種類について確認してください。

### (1) 券面の種類

#### [共通券]

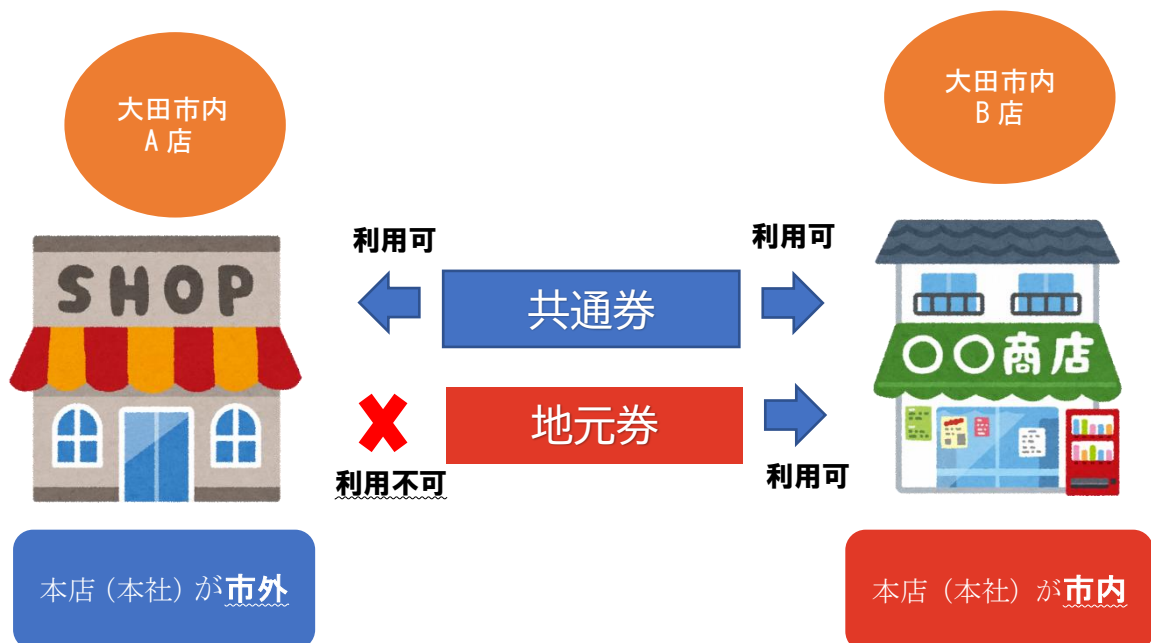
大田市内のすべての店舗、施設等で利用可能。

#### [地元券]

本店（本社）が大田市にある店舗、施設等で利用可能。

※大手チェーン店などフランチャイズ契約によって事業を行っている店舗（フランチャイジー）で、大田市内に本店又は本拠を置く事業者である場合、「地元券」の利用対象店舗とする。

#### ○利用イメージ



## (2) 対象外店舗

以下に規定する事業所は対象外とします。

- ①法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める「性風俗関連特殊営業」、及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織若しくは団体
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する者、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- ⑥公序良俗に反する取引及びその他不適切と認められる取引の提供を行うと判断される者

## 3. 申込方法

以下の書類を郵送、持参又はファックス、メールによりお申し込みください。

- ①おおだプレミアム付商品券参加店舗申込書…様式1
  - ②通帳コピー（入金先の口座名義及び口座番号がわかるページ）
- ※複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申込みが必要です。

### 【お申し込み先】

おおだプレミアム付商品券キャンペーン事務局（一般社団法人大田市観光協会内）  
〒699-2303 島根県大田市仁摩町大国 42-1  
電話 0854-88-9950 FAX 0854-88-9960  
メール ohdakankou@shimanet.jp  
受付時間：8:30～17:00（平日のみ）

## 4. 申込期限

### 令和5年2月3日（金）まで

※申込期限以降も、随時申込は可能ですが、3月1日（水）に商品券利用の開始ができない場合があります。また申込時期によっては、広報物に店舗名を掲載できない場合があります。

※郵送の場合、当日消印有効です。

※持参いただく場合は、必ず受付時間内の持参をお願いします。

## 5. 商品券の換金

申込書に記載の通帳をお持ちの金融機関での換金手続きをお願いします。  
ただし、下記の金融機関に口座をお持ちでない場合でもお申し込みいただけます。  
その場合は、下記のいずれかの金融機関窓口にて換金手続きを行ってください。  
換金手続き後、原則として3営業日以内に入金されます。

※換金期間は、令和5年3月1日（水）～令和5年6月15日（木）午後3時まで  
です。換金期間を過ぎると商品券の換金はできませんのでご注意ください。

※共通券のみの取り扱いとなる参加店舗（市外に本社がある店舗）は、地元券を換金  
することはできません。

※場合によっては4営業日以降の入金となることがあります。

※換金手数料は無料です。

### 取扱い金融機関（予定）

金融機関名	市内支店名
山陰合同銀行	大田支店、温泉津出張所、大森出張所
島根中央信用金庫	大田営業部、久手支店、仁摩支店
島根銀行	大田支店
JAしまね	大田北支店、大田中央支店、大田東支店、三瓶店、高山店、 温泉津支店、仁摩支店

※上記の取扱い金融機関は予定です。変更となる場合があります。

### （換金時のお願い）

換金業務を円滑に行うため、下記の項目について、ご協力をお願いいたします。

- ・商品券を台紙から切り離してお持ちください。
- ・必ず商品券表面「店舗名等記入欄」に記載の上、お持ちください。（ゴム印等可）
- ・枚数が多い場合は、50枚単位で輪ゴムでくくってください。
- ・糊やホッチキス等でとめないでください。
- ・「共通券」「地元券」の2種類の券種を取り扱いされる場合は、それぞれ券種ごとに分けてお持ちください。その際、入金票兼換金申込書に記載する枚数および金額はまとめて記入していただいで結構です。（入金票兼換金申込書は、事務局よりスターターキット送付時に同封し、参加店舗へ配布します。）
- ・店舗で取り扱いできる券種を確認した上でお持ちください。  
（共通券のみの取り扱いとなる参加店舗が「地元券」を持込まれた場合、換金はできませんのでご注意ください。）
- ・上記の他、金融機関で枚数確認を行いやすいよう工夫して持込いただくようご協力をお願いします。
- ・持参枚数によっては、換金に時間がかかる場合がありますので、余裕をもってお越しください。

## 6. 参加店舗の責務（誓約事項）

参加店舗は次に掲げる事項を遵守してください。

- ①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②商品券の再販・再流通を致しません。
- ③商品券の偽造・悪用・濫用を致しません。
- ④商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- ⑤商品券の有効期間中は参加店舗として事業に参加し、やむを得ない場合を除き途中辞退は致しません。
- ⑥商品券の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑦商品券の取扱に関してキャンペーン事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑧店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（ホームページ掲載等）について同意します。
- ⑨登録する店舗は、おおだプレミアム付商品券発行事業実施要領第8条第5項各号に定める対象外店舗に該当しません。
- ⑩基本的な感染対策を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めます。

## 7. 参加店舗向け事業説明会

下記の日程で、参加店舗への申込を検討している方向けの事業説明会を実施します。説明会では、事業の説明を行い、その後、質問を受け付けます。

- ・開催日：令和5年1月24日（火）、25日（水）
- ・時間：①10：30～  
②14：00～  
※両日とも同時間での開催です。（計4回）  
※各回1時間程度の予定です。進捗により終了時間は前後します。
- ・場所：大田市民会館 中ホール
- ・予約：予約不要です。  
※説明会の参加は必須ではありません。説明会に参加いただかなくても、お申し込みいただけます。  
※説明会に参加される際は、本書をご持参ください。

## ◆よくあるご質問 Q&A【参加店舗向け】

R5. 1. 16 時点

### 1. 参加店舗の申込・登録

Q1	入金口座は換金窓口となっている金融機関以外の口座でも登録できますか。	A1	登録できます。 ただし、換金手続きは換金窓口となっている金融機関で行っていただきます。
Q2	他店舗の登録状況を教えてください。	A2	他店舗の登録状況については、今後、大田市観光サイト特設ページにて登録店舗を掲載する予定ですので、そちらでご確認いただけます。
Q3	登録する費用は必要ですか。	A3	無料です。登録料、換金手数料はかかりません。
Q4	参加店舗の申込をしました。登録が完了したのかを教えてください。	A4	登録完了後、スターターキットを送付します。参加条件の確認に時間を要する場合がございます。なお、参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合があります。
Q5	複数店舗を登録したいのですが、一括で登録することはできますか。	A5	恐れ入りますが、複数店舗の場合、店舗ごとに登録をお願いします。
Q6	フランチャイズ契約によって事業を行っていますが、本社は市内にあります。券種の取り扱いはどうなりますか。	A6	フランチャイジーの場合でも、本社(本拠)が大田市内にあれば、共通券、地元券両方の取り扱いとなります。申込書の店舗区分は「本店(本社)が大田市内にある」を選択してください。
Q7	スターターキットとは何ですか。また複数店舗で申込を行った場合、スターターキットは各店舗にそれぞれ届きますか。	A7	本キャンペーンの商品券取り扱いに必要なものになり、下記の一式をお送りします。 申込書に記載の店舗所在地にお送りしますので、各店舗それぞれに届きます。 (1)参加店舗用マニュアル (2)参加店舗ステッカー (3)参加店舗三角ポップ(組み立て式) (4)販売促進用チラシ (5)販売促進用ポスター (6)入金票兼換金申込書 (7)参加店舗登録証 ※その他、商品券見本をお送りします。
Q8	スターターキットが届く前にキャンペーンを始めることは可能ですか。	A8	不可です。スターターキットの到着が登録完了となりますので、到着までお待ちください。
Q9	参加店舗の申込をしました。スターターキットが届きません。いつ届きますか。	A9	2月 20 日頃より登録が完了した店舗から順次発送する予定です。 ※2月3日までに申し込ただければ、3月1日の利用開始までに間に合うよう発送します。 2月下旬以降に申込があった場合は、必要な書類が事務局に到着してから、およそ10 日程度でスターターキットを発送します。
Q10	ステッカーや三角ポップを掲示する必要はありますか。	A10	商品券利用者が認識できるように、必ず設置をお願いします。



Q11	ステッカー、三角ポップ、チラシ、ポスターが追加でほしいです。	A11	事務局へご連絡ください。ただし、数に限りがありますので、対応できない可能性があります。
-----	--------------------------------	-----	---

## 2. 商品券の利用

Q12	商品券と現金(電子マネーを含む)を併用しての支払いは可能ですか。	A12	併用してのお支払いも可能です。
Q13	1会計あたりの利用上限はありますか。	A13	1会計あたり 30,000 円分(60 枚)までご利用いただけます。例えば飲食店や宿泊施設等で、1人ずつ会計した場合は、1人(1会計あたり)最大 30,000 円分まで利用可能です。
Q14	商品券が利用できない商品、サービスはありますか。	Q14	以下の商品、サービスにはご利用いただけません。  (1)有価証券及び金融商品、電子マネーの購入 (2)不動産、車等資産性の高い商品の購入 (3)金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他換金性の高い物の購入 (4)当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)第2条に規定する当せん金付証票の購入 (5)税金、保険料及び電気・水道・下水道・ガス・電話料金・市指定ごみ袋の支払 (6)医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。) (7)たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 (8)事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入 (9)店舗、施設等が独自に発行する商品券の購入(年間パスポート、回数券等) (10) 特定の宗教・政治団体に関する取引 (11) 換金及び金融機関への預け入れ (12) 公序良俗に反する取引 (13) その他不適切と認められる取引
Q15	利用者から領収書の発行希望がありました。発行してもよいですか。	A15	領収書は原則、商品券利用以外の部分のみ発行可能です。商品券代金を含んだ領収書の発行を希望される場合、二重発行は架空請求や不正利用につながる恐れがあるため、但し書きに「●●券〇〇円」「現金(クレジット・その他)〇〇円」と内訳をご記入いただいた上で、発行してください。 ※現金・その他有価証券、商品券等の合計金額が5万円以上の場合は、収入印紙が必要です。

Q16	店舗独自でポイントやクーポンとの併用不可等を設定することができますか。	A16	ポイントやクーポンとの併用不可等を設定する場合は、予め商品券利用者が認識できるようにし、トラブルがないようご注意ください。
Q17	共通券のみの取扱店舗(本社が市外)ですが、誤って地元券を受け取ってしまいました。	A17	参加店舗側で責任を負っていただく(換金できない)こととなりますので、共通券のみの取扱店舗の場合は誤って地元券を受け取らないようご注意ください。
Q18	誤って他店舗の押印がされた商品券を受け取ってしまいました。	A18	原則、換金できません。但し、確認が必要な場合がございますので、事務局までご連絡ください。
Q19	商品券の不正を見抜く見方はありますか。また商品券が偽物だった場合どのように対処したらよいですか。	A19	商品券に偽造防止対策が施されています。スターターキット送付に合わせて、商品券見本をお送りしますのでご確認ください。 商品券が偽物であった場合は、受け取りを拒否し、速やかに事務局へご連絡ください。
Q20	十分な注意を払っても偽造された商品券で支払われた場合、その責任は誰が負うのですか。	A20	参加店舗側で責任を負っていただく(換金できない)こととなりますので、偽造された商品券を受け取らないようご注意ください。
Q21	おつりがほしいと言われた場合はどうすればよいですか。	A21	金銭トラブルになる可能性があるため、券面額以上でのご利用をお勧めください。「商品券はおつりが出ない」と明記していますので、店舗の負担であっても、おつりは出さないでください。

### 3. 商品券の換金

Q22	商品券の有効期間を過ぎていますが、商品券を受け取ってしまいました。換金できますか。	A22	有効期間を過ぎてから受け取られた商品券は換金できません。
Q23	共通券のみの取扱店舗(本社が市外)ですが、地元券の換金はできますか。	A23	換金できません。 誤って地元券を受け取らないようご注意ください。
Q24	商品券への書き込みをしてもよいですか。	A24	金融機関提出の際に「商品券名」「券面額」「発券番号」が目視で確認できない場合は換金できません。
Q25	入金票兼換金申込書が足りなくなりました。	A25	事務局へご連絡ください。追加でお送りいたします。
Q26	換金期間を過ぎてしまった場合は対応できますか。	A26	換金期間を過ぎてしまった場合は、換金ができません。最終は令和5年6月15日(木)までとなります。

#### 4. その他

Q27	参加店舗だったのですが、参加を取りやめたいです。可能でしょうか。	A27	やむを得ない場合のみ可能です。事務局までご連絡ください。
Q28	期間中に一時休業や閉店をする際は、どうすればよいですか。	A28	ホームページでの商品券参加店舗の表示をはじめ、対応いたしますので、事務局まで必ずその旨をご連絡ください。
Q29	予想より商品券での支払いが多く、商品券の利用を一時中止しても構いませんか。	A29	事務局へ連絡の上、商品券の利用を一時中止しても構いません。ただし、商品券が利用できないことを予め利用者に分かるように周知してください。
Q30	事業について、わからないことがあります。どこに相談すればよいですか。	A30	事務局である(一社)大田市観光協会までお問い合わせください。(☎0854-88-9950)

## おおだプレミアム付商品券発行事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、おおだプレミアム付商品券発行事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、大田市内で使用できるプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を販売し、コロナ禍における原油価格高騰を含む物価上昇の影響を受ける市内事業者を支援するとともに市内個人消費を喚起し、地域経済及び地域活力の回復を図ることを目的とする。

2 前項の目的を果たすため、大田市は、本事業を行う「おおだプレミアム付商品券キャンペーン事務局（以下「事務局」という。）」に委託して実施するものとする。

### (商品券の発行)

第3条 大田市は、予算の範囲内で商品券を発行するものとする。

2 商品券の名称は、「おおだプレミアム付商品券」とする。

3 商品券1冊の額面は、7,000円とし、500円券の14枚綴りとする。

4 商品券の額面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 共通券 3,000円

(2) 地元券 4,000円

5 商品券は、1冊5,000円で販売する。

6 第4項第1号に規定する共通券の対象店舗は、第8条第3項第1号に規定する店舗とする。

7 第4項第2号に規定する地元券の対象店舗は、第8条第3項第2号に規定する店舗とする。

### (商品券の販売期間)

第4条 商品券の販売期間は、令和5年2月22日から令和5年5月15日までとする。

### (商品券の有効期間)

第5条 発行された商品券を本事業参加店舗（以下「参加店舗」という。）で提供される商品またはサービスと引き換えることができる期間（以下「有効期間」という。）は、令和5年3月1日から令和5年5月31日までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、変更する場合がある。

(商品券の販売)

第6条 商品券の購入を希望する者は、事務局が別に指定する商品券販売所で購入しなければならない。商品券の購入冊数は1回あたり4冊までとする。なお、商品券販売所は、事務局が別に定める手続きで公募し、決定する。

2 購入された商品券の払い戻しは行わないものとする。

(商品券の利用)

第7条 商品券は、有効期間内に参加店舗において利用することができる。

2 1会計あたりの利用限度額は、30,000円分(60枚)までとする。

3 参加店舗以外で提供される商品またはサービスには、利用することができない。

4 商品券の額面未満の商品またはサービスの提供と引換えをするときは、釣銭は支払われないものとする。

5 商品券は、次に掲げる取引、支払等に利用することはできない。

(1) 有価証券及び金融商品、電子マネーの購入

(2) 不動産、車等資産性の高い商品の購入

(3) 金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他換金性の高い物の購入

(4) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票の購入

(5) 税金、保険料及び電気・水道・下水道・ガス・電話料金・市指定ごみ袋の支払

(6) 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)

(7) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

(8) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入

(9) 店舗、施設等が独自に発行する商品券の購入(年間パスポート、回数券等)

(10) 特定の宗教・政治団体に関する取引

(11) 換金及び金融機関への預け入れ

(12) 公序良俗に反する取引

(13) その他不適切と認められる取引

(参加店舗の登録)

第8条 本事業への参加を希望する者(以下「申込者」という。)は、おおだプレミアム付商品券参加店舗申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、事務局へ提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申込みに基づき、参加店舗として登録した場合には、申込者に対し、参加店舗登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を交付する。

- 3 登録可能な対象店舗は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。
  - (1) 大田市内に店舗等を有する事業者
  - (2) 前号に該当する事業者のうち、大田市内に本店（本社）または本拠を置く事業者
- 4 市内に複数の店舗を有する事業者は、店舗ごとに申込みしなければならない。
- 5 ただし、以下に掲げる事項に該当する事業者は登録対象外とする。
  - (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に規定する公共法人
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める「性風俗関連特殊営業」、及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を営む者
  - (3) 政治団体
  - (4) 宗教上の組織若しくは団体
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する者、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
  - (6) 公序良俗に反する取引及びその他不適切と認められる取引の提供を行うと判断される者

#### （参加店舗の責務）

第9条 参加店舗は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 参加店舗であることが利用者に容易に分かるよう、参加店舗の見やすい場所に、ステッカー等を掲示すること。
- (2) 商品またはサービスの提供と引き換えた商品券は、回収すること。また、再利用しないこと。
- (3) 商品券が著しく破損又は汚損しているときは、取引を行わないこと。
- (4) 商品券の偽造又は不正利用の疑いがあるときは、取引は行わず、事務局へ直ちに報告すること。
- (5) 商品券の取引状況について、必要に応じて事務局に報告すること。

#### （参加店舗の登録の取り消し）

第10条 事務局は、参加店舗が前条の規定に違反したときは、その登録を取り消すことができる。

- 2 事務局は前項の規定により登録を取り消した場合、参加店舗に損害が生じても、その賠償の責を負わない。

#### （商品券の換金）

第11条 事務局は、商品券の換金を行う大田市内の任意の金融機関に換金事務を委託することとし、その手続きについては事務局が別に定める。

2 当該金融機関は、参加店舗から換金の請求があった場合、開設された口座から商品券の額面相当額を振り込むものとする。

(商品券の保管等)

第12条 商品券を購入した者は、自己の責任において、商品券を保管するものとする。

(商品券の再発行等)

第13条 破損、盗難、紛失など、いかなる場合も、商品券の再発行は行わない。

(禁止事項)

第14条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 商品券を偽造すること。
- (2) 偽造された商品券を利用すること。
- (3) 商品券を不正に取得すること。
- (4) 商品券を不正に利用すること。
- (5) 商品券を故意に破損すること。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。